

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年5月7日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第2号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

別表第2第29号中

「

									J R 長 岡 京 東 口 円 150
								馬 場 円 150	210
								免 許 試 験 場 前 円 230	210
				久 我 の 杜 円 230				230	230
				久 我 円 230				230	230
			国 道 赤 池 円 210					230	240
			パ ル ス プ ラ ザ 前 円 210					230	240
			城 南 宮 東 口 円 210					230	290
			竹 田 駅 西 口 円 230					230	290

を

」

「

竹田 駅 西 口	城南 宮 東 口	パルス プ ラ ザ 前	国 道 赤 池	久 我	久 我 の 杜	樋 爪 口	馬 場	JR 長 岡 京 東 口
								円 150
				円 230	円 230	円 230	円 150	円 210
				円 230	円 230	円 230	円 230	円 230
			円 230	円 230	円 230	円 230	円 230	円 240
		円 210	円 210	円 230	円 230	円 230	円 230	円 240
	円 230	円 230	円 230	円 230	円 230	円 230	円 240	円 290

を

」

